

令和7年第5回（12月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第92号	公平委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
議第93号	第7次宮津市総合計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	2P
議第94号	宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	3P
議第95号	宮津市火入れに関する条例の一部改正について・・・・・・・・	9P

議案参考資料
令和7年12月定例会

議第92号

公平委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

公平委員会委員3人のうち1人の任期（4年）が、12月17日で満了となるため、委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【選任予定者】

氏名	任期	その他
ふじむら てるよ 藤村 光代	令和7年12月18日～ 令和11年12月17日	新任

◆参考【非改選委員】

豊浦 嘉治 令和6年12月7日～令和10年12月6日（2期目）
桐村 圭子 令和4年9月1日～令和8年8月31日（1期目）

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

議第92号

議案参考資料 令和7年12月定例会		議第93号	第7次宮津市総合計画の変更について	区分	計画	
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 第7次宮津市総合計画前期基本計画の計画期間が令和7年度で満了となることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする後期基本計画を策定するとともに、社会情勢等の変化を踏まえ、将来構想に定める将来像の実現に向けた5つの視点について必要な見直しを行うもの ◆提案の概要 ＜第7次宮津市総合計画将来構想＞ ・将来像の実現に向けた5つの視点を下記のとおり見直し (2) Society5.0 ⇒ (2) DX推進に変更 (3) SDGs ⇒ 本文を時点修正 (4) ウィズ/ポストコロナ ⇒ 削除 (4) 多様性の尊重 ⇒ 追加 ＜第7次宮津市総合計画後期基本計画＞ ・前期基本計画の計画期間満了を受け、新規に策定 ・計画期間 令和8年度～令和12年度(5年間) ◆提案の根拠法令 ・地方自治法第96条第2項 ・宮津市議会基本条例第11条第1号			【政策等の背景・提案までの経過】 □関係団体等との協議・意見交換 36回 □宮津市総合計画等有識者会議 3回開催 ※委員16名 ・令和7年6月16日 骨子案について協議 ・令和7年9月25日 中間案について協議 ・令和7年11月18日 最終案について協議 □後期基本計画中間案等に係るパブリックコメント 1名・10件 ・期間 令和7年11月1日から11月14日まで			
			【市民参加の状況】 ・高校生ワークショップ 1回・15名参加 ・市民と市長の座談会(8月) 2地区・63名参加 ・市民と市長の座談会(10月) 8地区・162名参加			
			【政策等の効果及び費用】 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 1,002千円			
			【他の自治体の類似する政策との比較】			
			【第7次宮津市総合計画との整合】 <table><tr><td>重点プロジェクト</td><td>—</td></tr><tr><td>テーマ別戦略</td><td>—</td></tr></table>			重点プロジェクト
重点プロジェクト	—					
テーマ別戦略	—					
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載			担当課・係	添付資料		
			企画課 企画政策係 (45-1664)			

議案参考資料
令和7年12月定例会

議第94号

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律における乳児等通園支援事業の創設に伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」及び「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を踏まえ、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年度から全国の自治体で実施される。本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めるもの。 （1）利用対象者：次の①、②に該当する子どもとその保護者 ①0歳6か月から満3歳未満の子どもであること。 ②認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に入所していないこと。 （2）利用時間上限：こども一人当たり月10時間 ◆施行日：公布の日 （宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例） 令和8年4月1日（宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例） ◆提案の根拠法令 ○児童福祉法（抜粋） 第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。（略） 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。（略） ○子ども・子育て支援法（抜粋） 第54条の3において準用する同法第46条の第2項 第46条第2項 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。 第54条の3 第44条から第54条までの規定（第45条第2項を除く。）は、前条第1項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	【政策等の背景・提案までの経過】 R5.12 閣議決定 国の「こども未来戦略方針」において、創設 R6.6.12公布 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 （令和6年法律第47号） R7.1.14公布 「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準」（令和7年内閣府令第1号） R7.11.13公布 「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基 準」（令和7年内閣府令第95号）				
	【市民参加の状況】				
	【政策等の効果及び費用】 保育所等に通っていない乳児又は満3歳未満の幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者に子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うことができる。 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円				
	【他の自治体の類似する政策との比較】 京都府内では、京都市、宇治市がR6年度から先行実施。				
【第7次宮津市総合計画との整合】					
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト				
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり				
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 第3期子ども・子育て支援事業計画	<table> <tr> <td>担当課・係</td><td>添付資料</td></tr> <tr> <td>子ども未来課 子育て応援係 (45-1621)</td><td>・新旧対照表</td></tr> </table>	担当課・係	添付資料	子ども未来課 子育て応援係 (45-1621)	・新旧対照表
担当課・係	添付資料				
子ども未来課 子育て応援係 (45-1621)	・新旧対照表				

議第94号

第1条

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
宮津市家庭的保育事業等_____の設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等_____の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準） 第2条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、<u>次条</u>に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準とする。	宮津市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等又は<u>乳児等通園支援事業</u>の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準） 第2条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、<u>第4条</u>に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準とする。 （乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準） 第3条 <u>法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準とする。</u>

(暴力団の排除)

第3条 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者_____は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

(暴力団の排除)

第4条 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者又は法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

第2条

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項_____の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定めるものとする。 （特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準） 第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。 第3条 （略） （暴力団の排除） 第4条 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の設置者及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者_____	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項又は法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。 （特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準） 第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準とする。 第3条 （略） （特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準） 第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準とする。 （暴力団の排除） 第5条 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の設置者、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者又は法第30条の20第1項

_____は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

に規定する特定乳児等通園支援事業者は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であってはならない。

附 則

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u>

議案参考資料
令和7年12月定例会

議第95号	宮津市火入れに関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 本年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、国において創設された林野火災注意報等の制度整備に伴い、所要の改正を行うもの。 ◆提案の概要 ・火入れの中止（第14条） 条件（気象状況）の変更 「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報」 →「強風注意報、乾燥注意報、林野火災注意報、林野火災警報、火災警報」 ◆施行日 ・令和8年1月1日 ※宮津与謝消防組合火災予防条例の一部改正条例が施行し、林野火災注意報及び林野火災警報の運用が始まる日 ◆参考 ※火入れ制度の概要（森林法第21条を要約） 森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地において、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良のために面的に立木・竹、草等を焼却する行為（火入れ）は、市町村長の許可が必要 上記目的以外は許可できない。		【政策等の背景・提案までの経過】 ・令和7年2月 岩手県大船渡市で大規模林野火災の発生 ・令和7年8月 上記火災を受け、消防庁から、林野火災の予防及び消火活動に関して、都道府県に対して通知が発出 ・令和7年10月 宮津与謝消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の公布（令和8年1月1日施行） ・令和7年11月 上記火災を受け、林野庁から、林野火災の教訓を踏まえた林野火災対策の推進に関して、都道府県に対して通知が発出	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係 農林水産課 産業基盤係 (45-1627)	添付資料 ・新旧対照表

宮津市火入れに関する条例（昭和59年条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
第1条～第13条（略） （火入れの中止） 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行って</u> <u>はならない。</u> 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある と認められるとき<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報が発令されたときには、速やか</u> <u>に消火しなければならない。</u>	（火入れの中止） 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、</u> <u>林野火災警報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行って</u> <u>はならない。</u> 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある と認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又</u> <u>は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときに</u> <u>は、速やかに消火しなければならない。</u> 附 則 <u>この条例は、令和8年1月1日から施行する。</u>